

○国立大学法人埼玉大学教育機構アドミッション センター規程

改正 平成31. 3. 7 30規則35 令和2. 3.27 元規則69
令和5. 3. 9 4規則56

〔平成24年6月21日
規則第18号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構アドミッションセンター（以下「アドミッションセンター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 アドミッションセンターは、アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策を企画・立案し、円滑な入学者選抜の実施を図ることを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 アドミッションセンターに、次の部門を置く。

- (1) 入学者選抜実施部門
- (2) アドミッション広報部門

2 入学者選抜実施部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学入学共通テストの実施
- (2) 入学者の募集要項等の作成
- (3) 前期日程・後期日程の入試問題の作成、採点及び判定資料の作成
- (4) 前期日程・後期日程試験の実施
- (5) 特別選抜及び編入学試験の実施統括
- (6) 大学院入学試験の実施統括
- (7) 入学資格の審査
- (8) その他アドミッションセンターの目的を達成するために必要な事項

3 アドミッション広報部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 志願者向けのホームページの作成
- (2) アドミッション情報の公開
- (3) 大学説明会・入試説明会等の実施
- (4) 学部等アドミッション委員会との連携、調整
- (5) その他アドミッションセンターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 アドミッションセンターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) センター長

- (2) 副センター長
- (3) 兼任教員
- (4) 事務職員
- (5) その他学長が必要と認めた教職員
(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任教員をもって充て、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、副機構長をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の命を受けて、センターを掌理補佐する。

(兼任教員)

第7条 兼任教員は、次の者をもって充てる。

(1) 各学部アドミッション委員会委員 各2人

(2) 各研究科アドミッション委員会委員 各1人

2 兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第8条 アドミッションセンターの事務は、学務部入試課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成31. 3. 7 30規則35)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2. 3. 27 元規則69)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5. 3. 9 4規則56)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。